

弊社千葉工場柏地区における区域の指定 および今後の対策工事の実施について

弊社は平成 27 年 6 月 15 日に千葉工場柏地区について、土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号；平成 15 年 2 月 15 日施行）第 14 条に基づき同法第 6 条の汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として指定することを柏市に申請し、平成 27 年 7 月 27 日付けで、柏市より、一部区域において要措置区域および形質変更時要届出区域の指定を受けました。

ここに、今後の対策工事計画についてお知らせいたします。

1. 当該工場について

名 称：日鐵住金溶接工業株式会社 千葉工場 柏地区

2. 区域指定について

土壤汚染対策法第 14 条に基づく調査結果等により、同法第 6 条に基づき、柏地区の 51,877 平方メートルについて要措置区域、41,356 平方メートルについて形質変更時要届出区域の指定を受けました。

要措置区域：

指定を受けている区域の所在地	指定を受けている区域の面積	土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質の種類
柏市新十余二 7 番 1、7 番 5、7 番 6 の各一部	51,877 平方メートル	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、六価クロム、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、

形質変更時要届出区域：

指定を受けている区域の所在地	指定を受けている区域の面積	土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質の種類
柏市新十余二 7 番 1、7 番 5、7 番 6 の各一部	41,356 平方メートル	シアン化合物、 ふっ素およびその化合物、 ほう素及びその化合物、

3. 今後の対策工事

確認された土壤汚染等につきましては、関連法令を遵守し、柏市と協議の上、恒久的な土壤浄化対策として、土壤汚染対策法に則した以下の原位置封じ込め対策を講じてまいります。

- (1) 第二溶出量基準超過汚染土壤の掘削除去、および良質土または処理土による埋戻し
- (2) 敷地境界付近に遮水壁の設置
- (3) 敷地表面に覆い（アスファルト舗装）の設置
- (4) 遮水壁内外に観測井戸を設置し、遮水壁の有効性のモニタリング（2 年間継続）

4. その他

対策工事中は、振動、騒音、粉塵等の発生防止に十分に配慮し、工事車両等も近隣の皆様に極力ご迷惑をお掛けしないよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

5. お問い合わせ先

日鐵住金溶接工業株式会社

千葉工場（柏地区）

管理グループ長 に た ま さ ひ で 二田将豪

電話 (04)7131-3231

以 上